

青葉区民まつり 2026

出店者募集要項

主催：青葉ふるさと協議会

青葉区民まつり運営委員会

今年の区民まつりは、「心ひとつに 青葉のちから」をテーマに、地域連帯感・ふるさと意識の醸成と地域活動の促進を目的として実施します。

本趣旨に賛同いただき、こどもから高齢者まで、参加した皆さんが秋の一日を楽しく過ごせるよう、工夫を凝らした出店をお願いします。

1 出店日時

令和8年11月3日(火・祝) 午前10時から午後3時まで

搬入・搬出は当日行います。詳細は、後日開催する説明会でご案内します。

2 出店場所及び出店区画

(1) 出店場所：青葉区役所第1駐車場・第2駐車場・区役所1階区民ホール（予定）
（会場内の出店位置については、主催者が指定します。）

(2) 出店区画：1区画は、2.7m×3.6mです。
（原則、1団体1区画、2.7mの向きが間口となります。）

3 申込資格

次の要件を全て満たすこと

- (1) 青葉区内を主たる活動の拠点としている団体、あるいは青葉区内に営業店舗を持つ事業者
- (2) 区民まつりの趣旨に賛同し、営利を目的とせずに出店する団体・事業者
- (3) 10月1日（木）に開催する出店者説明会に必ず出席できる団体・事業者
※確認のため、団体の会則・定款・決算書等を提出していただく場合があります。
※反社会的勢力関係者、公序良俗に違反する団体の出店はできません。
※政治・思想・宗教に関する出店はできません。

4 申込方法・提出書類

《申込方法》

原則電子申請でお申込みください（[横浜 青葉区民まつり 出店者募集](#) [検索](#)）

電子申請にあたっては利用者の登録が必要です。

※ 電子申請でのお申込みが難しい場合は、青葉区民まつりwebサイトから申込書類を取得し、郵送・持参のいずれかで青葉区役所 4 階 地域振興課（〒225-0024 青葉区市ヶ尾町31-4）へご提出ください。

※ メールでのお申込みはできません。メールによるお申込みは無効となります。

《提出書類》

	①飲食物の提供がない場合	②現地調理した食品を提供する場合（持ち帰り禁止）	③飲食店、菓子屋等の許可施設で調理（又は製造）・包装した食品を販売する場合	④お菓子・缶入りの飲み物等、スーパー等量販店で既製品を仕入れて販売する場合	⑤農産物（カット等の加工もせず販売する場合）
ア 出店申込書 （電子申請の場合は不要）	○	○	○	○	○
イ 別紙1 （行事開催届（別紙））	×	○	○	○	○
ウ 別紙2 （提出書類チェックリスト）	×	○	○	○	○
エ 食品表示のサンプル	×	×	○	×	×
オ 許可証の写し	×	×	○	×	×

※内容により追加で書類をいただく場合があります。

※イ・ウは電子申請システムで様式をダウンロードの上、アップロードが必要です。

5 募集期間

令和8年8月3日(月)から8月31日(月)午後5時必着

6 募集团体数

約80団体

7 選考

申込者多数の場合、テーマ「心ひとつに 青葉のちから」に沿った企画や出店内容となっている団体・事業者を青葉区民まつり運営委員会で選考し、決定します。

8 選考結果の公表

選考結果は、9月18日（金）に青葉区webサイトに団体・事業者名を公表します。

（[横浜 青葉区民まつり2026](#) [検索](#)）

9 出店者説明会

令和8年10月1日(木) 午後3時から午後4時まで 青葉区役所4階

※出店者説明会への出席は、申込の必須要件です。必ずご出席ください。

10 出店に関する条件

(1) 出店内容

ア 出店内容については、青葉区民まつり2026のテーマである「心ひとつに 青葉のちから」を踏まえて、区民が楽しめる内容とし、営利目的とならないよう留意してください。

イ 飲食物を販売する場合（無料配布含む）は、その場で加熱処理をする等、問題のないものに限り（5、6ページ「臨時の特設店舗における遵守事項」参照）。
問題があるかどうか不明なものについては、必ず事前に事務局までご相談ください。

(2) 出店料・機材使用料

出店料・機材使用料は以下の通りです。

尚、出店料・機材使用料は出店者決定後、10月1日開催予定の出店者説明会の案内とともに請求書をお送りしますので、出店者説明会当日に現金でお支払いください。
（お釣りがないようにご用意ください。）

	料金
出店料	15,000円
テント (1.5間(2.7m)×2間(3.6m))	無料（主催者用意）
机 (0.45m×1.8m)	1台あたり1,500円（主催者用意） 出店者による持ち込み可
椅子 (折りたたみパイプ椅子)	1台あたり300円（主催者用意） 出店者による持ち込み可
電源100v	1台（最大出力2,500W）あたり18,000円 （主催者用意） 出店者による持ち込み可

※万が一、荒天・その他の理由により青葉区民まつり2026が中止となった場合でも、出店料等については返金できかねますので、あらかじめご了承ください。

11 注意事項

- (1) 荒天の場合は、中止になることがあります。
前日午後5時までに中止が判明した場合には、青葉区ホームページで公開します。
当日は午前7時以降、確認できます。
- (2) 会場での盗難や破損、事故、又は販売商品による食中毒や事故等が発生した場合は、当該出店者の責任により速やかに対応してください。飲食物の提供については関係法令等を厳守してください。主催者側による補償等は一切できませんのでご了承ください。
- (3) 各出店従事者や出店者の過失に起因するけがや事故等には、各団体であらかじめ保険に加入するなど、対応をお願いします。
- (4) 主催者が用意するもの以外（箸、スプーン、コップ等）が必要な場合は各出店者で
用意し、ごみは持ち帰ってください。
- (5) 食品を扱う出店者は、アルコール消毒薬を準備してください。
- (6) 対象火気器具等（※）を扱う出店者は、必ず「7ページ 対象火気器具等を扱う出店者向け注意事項」を確認の上、消火器の常備等、火災予防に努めてください。
発電機も対象火気器具等に含まれます。
※液体燃料（ガソリン等）、気体燃料（プロパンガス等）、固体燃料（炭等）などを熱源とし火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生するおそれのある器具 例）コンロ、発電機、ストーブ、グリドルなど
- (7) 出店申込書に記載したもの以外の物品を提供・販売することはできません。
- (8) その他、出店の際には、主催者の指示に従ってください。特に搬入出のルールについては、厳守するよう重ねてお願い致します。従わない場合は、出店を取りやめていただくことがあります。その際、出店料の返金はいたしません。
★使用車両制限のお願い
搬入時の混乱を避けるため、搬出入車両については1台（2t以下）までです。
搬入口の高さ制限は2.3mです。搬出入車両を駐車する場所のご用意はありません。

【お問合せ先】

青葉区民まつり運営委員会事務局
〒225-0024 青葉区市ケ尾町31-4 青葉区役所4階 地域振興課内
電話 978-2291
電子メール ao-matsuri@city.yokohama.lg.jp

臨時の特設店舗における遵守事項

＜現地調理する食品の注意事項＞

- 1 現地調理する食品は、十分に加熱し、会場内で飲食する原則の下、提供すること。
現地で十分に加熱していない肉・魚・野菜・果物・乳製品等の提供は禁止する。
- 2 次の食品については現地調理での提供を禁止する。
おにぎり、いなり寿司、サンドイッチ等
- 3 現地調理する食品の下ごしらえは、屋内の設備の整った調理施設において行うこと。
下ごしらえを施した食品は、蓋付きの容器に保管し、現地調理の直前まで、クーラーボックス等で適切に温度管理し、衛生的に取り扱うこと。

＜現地調理しない食品の注意事項＞

- 1 現地調理しない食品については、営業許可をもつ施設で製造、包装された食品をそのままの形態で販売することを原則とし、食品表示法に定められた「表示」があるものとする。
- 2 次の食品については販売を禁止する。
生肉、生魚、カットフルーツ、サラダ等

＜衛生管理についての注意事項＞

- 1 売れ残り、ごみ等は必ず持ち帰ること。
- 2 はし、スプーン、ビニール袋等を必要に応じて用意すること。
- 3 商品の納品伝票、商品の内容、製造数、販売数等を記録し、一定期間保管すること。
- 4 お客様が使用する食器具類は、使い捨ての物に限るとともに、廃棄物容器を設定すること。
- 5 食品を取り扱う前やトイレの後等は石鹸での手洗いを励行し、アルコール等で消毒すること。
- 6 食品に直接触れる作業に従事する者は、爪を短く切り指輪などをしないこと。また、素手での作業は避け、使い捨て手袋、トング、箸等を使用すること。（手袋を使用する場合も着用前に手洗いを行うこと。）
- 7 飲食物の出店に係わる従事者については、健康の管理を徹底すること。（手指に切り傷のある人、風邪に似た症状、腹痛・下痢等の胃腸炎症状のある人は、食品を取り扱う作業をしないこと。）
- 8 食品の長時間常温保管や大量の作り置きをしないこと。

- 9 調理器具等を洗浄する場合は、極力油等を拭き取り、むやみに食料油や洗浄液を流さないこと。
- 10 冷蔵温度帯以下での温度管理が必要な食品を取り扱う場合には、冷凍又は冷蔵設備を設けて、温度計を見やすい位置に備えること。
- 11 複数の品目を調理する場合には、相互汚染防止の観点から、品目ごとに調理エリアを分け、それぞれ専用の調理器具を確保すること。

＜その他注意事項＞

- 1 募集要項に記載した項目が守られていないと判断した場合は、販売中止を指示することがあります。
- 2 容器は使い捨てとし、リサイクル素材やバイオマス素材を使用するなど、できる限り環境に配慮したものをご用意ください。

出店時にご注意ください!!

多数の方が集合する催しの会場では、いったん会場内で火災が発生すると、大きな被害につながるものが危惧されます。

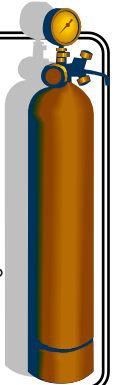
露店や移動販売車等で出店する時は、次のことに注意して、火災予防に努めてください。

1 出店場所

- ・建物の出入口や階段の近くなどは、避難の障害となるので出店しないようにすること。
- ・観覧場の客席内及び避難通路内には出店しないようにすること。
- ・消火栓や防火水槽など消防水利の障害にならないようにすること。
- ・建物の消防用設備（屋内消火栓など）の使用の障害にならないようにすること。
- ・消防車両の通行の妨げにならないようにすること。

2 火気関係

- ・器具は、不燃性の台上で使用すること。
- ・周囲に可燃物を置かないこと。
- ・器具に接続するホースはホースクリップで止め、踏みつけやひび割れ等がないことを確認すること。
- ・ガスボンベには転倒防止措置をし、直射日光が当たらないようにすること。
- ・炭や練炭は、使用后、完全に消火すること。
- ・たばこの吸殻入れ等に水を入れておくこと。



3 電気関係

- ・配線に亀裂がないこと。
- ・配線接続部のゆるみ、劣化等がないこと。
- ・配線を挟んだり、踏みつけたりしていないこと。
- ・照明器具が可燃物に接触していないこと。
- ・許容電流を超える器具を接続しないこと。
- ・使用中、配線接続部等が熱くなっていないか確認すること。



4 火災発生時の初動対応

- ・避難導線を確認しておくこと。
- ・消火器を備えること。
- ・消火器の使い方を確認しておくこと。
- ・火災になった場合の119番通報要領を確認しておくこと。

